

【パブリックコメント】

第10次千葉県交通安全計画（素案）に対する意見

	項目名（事業名）	意見の内容	県の考え方（第10次計画における対応）
1	≪過積載≫ ・運行管理の充実 ・自動車点検整備の充実 ・交通指導取締りの強化	・大型貨物車の過積載が、交通の円滑の障害と道路への重大な損害を与えている。 ・道路法において、車両総重量が20トンを超える車両は道路管理者の運行許可を得ねばならないが、過積載により20トン超となった車両が、運行許可を得ない道路を通行しており問題がある。	・過積載は、安全な運行の支障となるとともに、道路に損傷を与えるなど、道路交通環境にも影響するものです。 ・このため、 ①運行管理者等に対する事業用自動車の運行の安全を確保するための指導・講習の充実（P59） ②さし枠装着等の過積載を目的とした不正改造の排除（P81） ③過積載に対する交通指導取締りの強化（P83） ④事業用自動車の運転者教育の充実（P57） の各項目に取組を盛り込んでいます。 ・これらの取組を関係機関が相互に連携を図りながら、総合的に推進してまいります。